

松伏町第5次総合振興計画

笑顔が未来に広がる 緑あふれるみんなのまち！

概要版

基本構想 平成26年度⇒平成35年度

基本計画 平成26年度⇒平成30年度



平成26年3月



松伏町

基本構想

計画の期間

平成26年度から平成35年度までの10年間

町の将来像

笑顔が未来に広がる 緑あふれるみんなのまち！

まちづくりの視点

誰もが健康で生きがいをもって暮らせるまちをつくる

町民が主体となったにぎわいのまちをつくる

安全・安心で快適な生活環境のまちをつくる

将来人口

基本構想目標年度の平成35年度の将来目標人口を **31,000人** と設定します。

まちづくりの目標 ～主要施策～

まちづくりの目標 ～主要施策～

- 1 未来を担う子どもたちが健やかに育つまちづくり
- 2 健康で生きがいをもって暮らせるまちづくり
- 3 町民主体の地域コミュニティ豊かなまちづくり
- 4 活気あふれるにぎわいのまちづくり
- 5 利便性の高い快適空間のまちづくり
- 6 安全・安心な暮らしのできるまちづくり
- 7 効率的で質の高い町政運営を進めるまちづくり

人口減少時代を迎えるなかで、特に重点的に2つの戦略を進めます。

2つの重点戦略

1 人口増を目指す戦略

全国的に少子・高齢化と人口減少が進むなかで、人口増をめざし、地域ににぎわい・活気をもたらす施策に取り組みます。

2 定住化を進める戦略

本町での暮らしに満足度を高めていくことのできる、安全・安心で快適な暮らしを実感できる施策に取り組みます。

土地利用構想

●自然環境活用地域

水と緑を活用した憩いと交流の場を形成します。

●田園環境活用地域

農業の振興と生活環境の改善の両立をめざします。

●市街地環境整備地域

現在の市街化区域は、人口が集中している地区として、一戸建て中心の良好な居住環境の整備や保全に努めます。

●工業集積地域

東埼玉テクノポリスと大川戸地区に整備される工業団地では、企業立地に適切な環境の整備に努めます。また、市街地内ミニ工業団地や新市街地地域との連携を考慮し、周辺の環境にとけ込んだ新たな産業団地の整備を図ります。

「活性化推進地区」

●職住近接と核づくりによる新市街地区域

(都)東埼玉道路と(都)浦和野田線が結節する松伏インターチェンジ周辺は、職住近接をめざした新たな人口増加の受け皿とともに新たな雇用の場を創出する産業集積を進めます。

また、高速鉄道東京8号線の松伏新駅を想定した、町のシンボルとなりコミュニティの要となる交流の場づくりをめざした核づくりに努めます。

●北部地区の拠点区域

老人福祉センターとその周辺地域を北部地区の拠点として位置づけ、多くの町民が集える憩いの場としての機能を充実させ、地域の活性化を図ります。



自然環境活用地域

- 水辺空間活用地区
- 公園関連地区

田園環境活用地域

- 農業活性化地区
- 農住環境調和地区

市街地環境整備地域

- 市街地住環境形成地区
- 商業集積地区
- 沿道サービス地区

工業集積地域

- 工業団地

活性化推進地区

- 職住近接と核づくりによる新市街地区域
- 北部地区の拠点区域

- 既存道路
- 都市計画道路
- 構想道路
- 高速鉄道
東京8号線

基本計画

計画の構成と期間

年 度	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
基本構想	← 10ヵ年 →									
基本計画	← 前期基本計画 →					← 後期基本計画 →				

7つのまちづくりの目標と2つの重点戦略

町の将来像や将来人口の実現を図るため、基本構想に掲げた7つの「まちづくりの目標～主要施策～」に基づく施策項目ごとの取り組みを総合的に推進します。

併せて、今後人口減少社会を迎える中で、基本計画5年間のまちづくりにおいて、重点的に取り組む「2つの重点戦略」を位置づけます。

まちづくりの目標 ～主要施策～

- 1 未来を担う子どもたちが健やかに育つまちづくり
- 2 健康で生きがいをもって暮らせるまちづくり
- 3 町民主体の地域コミュニティ豊かなまちづくり
- 4 活気あふれるにぎわいのまちづくり
- 5 利便性の高い快適空間のまちづくり
- 6 安全・安心な暮らしのできるまちづくり
- 7 効率的で質の高い町政運営を進めるまちづくり

2つの重点戦略

人口増を目指す戦略

- 《にぎわい・活気》
- ★新市街地の土地利用
 - ★企業誘致の推進
 - ★雇用機会の拡充

定住化を進める戦略

- 《健康・生きがい・自立》
- ★健康づくりの推進
 - ★子育て支援の充実
 - ★高齢者福祉の充実
 - ★障がい福祉の充実
- 《安全・安心》
- ★災害対策強化
 - ★交通安全の向上
 - ★防犯体制の充実
- 《コミュニティ》
- ★地域コミュニティの活性化

未来を担う子どもたちが 健やかに育つまちづくり

～ 子育て支援の施策 ～

①子育て家庭への支援

- ◎育児のためのコミュニティの充実
- ◎経済的支援の拡充
- ◎仕事と子育ての両立支援の推進

②子どもが健やかに育つ環境の整備

- ◎幼児教育・保育・子育て支援の一体的な拡充
- ◎母子保健・医療の拡充
- ◎充実した子育て環境の形成
- ◎青少年健全育成の推進

③学校教育の充実

- ◎「生きる力」をはぐくむ教育の推進
- ◎学習しやすい教育環境の充実
- ◎地域・家庭・学校の連携



町民主体の地域コミュニティ 豊かなまちづくり

～ 人権・男女共同・地域コミュニティの施策 ～

①人権の尊重

- ◎啓発・教育活動の推進
- ◎人権相談体制の充実

②男女共同参画社会の推進

- ◎男女平等の意識づくりの推進
- ◎男女共同参画の推進
- ◎男女対等な社会づくりの推進

③協働によるまちづくり

- ◎町民参画の仕組みづくり
- ◎協働の担い手の育成

④地域コミュニティの推進

- ◎コミュニティ意識の啓発
- ◎自治会活動の活性化の促進
- ◎多文化共生の推進

⑤スポーツ・芸術・文化活動の推進

- ◎スポーツ活動の充実
- ◎芸術・文化活動の充実
- ◎多様な学習機会の提供
- ◎広域交流の充実



健康で生きがいをもって 暮らせるまちづくり

～ 健康・福祉・社会保障の施策 ～

①健康づくりの推進

- ◎健康づくりを行う環境の醸成
- ◎スポーツによる健康づくりの推進
- ◎地域保健対策の推進
- ◎地域医療体制の拡充

②地域で支える福祉の推進

- ◎地域福祉活動の促進
- ◎人にやさしいまちづくりの推進
- ◎要援護者の見守り活動の促進

③高齢者福祉の推進

- ◎生きがいづくりの推進
- ◎介護予防の推進
- ◎生活支援の充実
- ◎地域ケア体制の強化



④障がい者（児）福祉の推進

- ◎社会参加の促進と就労支援の推進
- ◎相談支援の拡充
- ◎地域生活支援の拡充

⑤社会保障制度の適正な運用

- ◎医療保険制度の適正な運営
- ◎介護保険事業の適正化
- ◎国民年金制度の周知
- ◎生活自立への支援

活気あふれるにぎわいの まちづくり

～ 産業振興の施策 ～

①農業の振興

- ◎都市型農業の推進
- ◎担い手の確保・育成
- ◎農地の保全・有効利用



②商工業の振興

- ◎企業誘致の推進
- ◎商工業の活性化
- ◎観光振興への取組み

③雇用の促進と勤労者支援

- ◎雇用安定の促進
- ◎勤労者支援の推進

利便性の高い快適空間の まちづくり

～ 生活基盤整備の施策 ～

①地域特性に即したまちづくりの推進

- ◎適切な土地利用の推進
- ◎地域の特徴に合ったまちづくりの推進
- ◎景観の保全・活用
- ◎特色あるまちなみ景観の形成

②道路網の整備

- ◎幹線道路の整備
- ◎生活道路の整備
- ◎道路環境の整備

③公共交通の整備

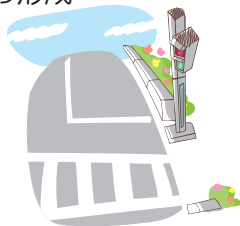
- ◎バス交通の充実と環境整備
- ◎高速鉄道東京8号線の整備促進

④快適な生活環境

- ◎下水道施設の利用促進
- ◎下水道雨水幹線の整備と長寿命化の推進
- ◎合併処理浄化槽の設置促進と維持管理
- ◎上水道の充実

⑤水と緑のネットワークの形成

- ◎公園・緑地の整備充実
- ◎緑化の推進
- ◎水辺空間の利用促進



安全・安心な暮らしのできる まちづくり

～ 生活環境の充実の施策 ～

①環境の保全・創造

- ◎環境にやさしい生活スタイルの構築
- ◎良好な生活環境の保全・創出
- ◎環境汚染の防止

②総合的なごみ処理の推進

- ◎ごみの減量化・再資源化の推進
- ◎ごみ処理体制の充実

③交通安全・防犯体制の充実

- ◎交通安全の推進
- ◎防犯体制の充実

④防災・消防・救急体制の充実

- ◎防災体制の充実
- ◎災害に強いまちづくりの推進
- ◎消防・救急体制の充実

⑤安全な消費生活への支援

- ◎消費者の自立の支援
- ◎消費者相談体制の充実



効率的で質の高い 町政運営を進めるまちづくり

～ 行財政運営の充実の施策 ～

①行政運営の改革

- ◎行政改革の推進
- ◎効率的な行政運営
- ◎サービスの向上

②財政運営の改革

- ◎計画的な財政運営
- ◎財源の確保
- ◎財政健全化の推進

③広域行政の推進

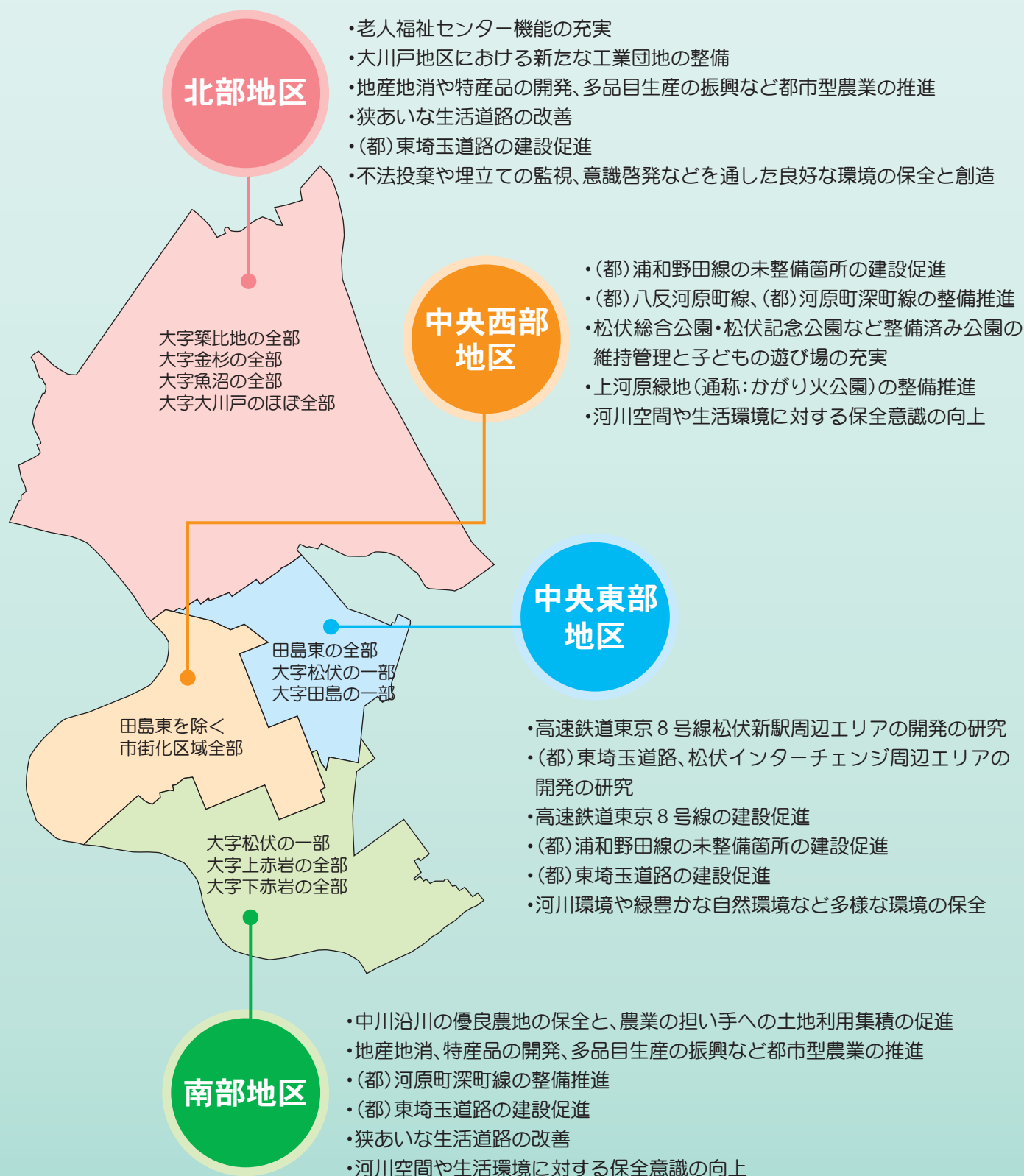
- ◎近隣自治体との連携強化
- ◎広域処理業務の充実



地区別計画

町内の自然、文化、歴史などのさまざまな資源や特性を活かし、個性豊かで活気あるまちづくりを進めるため、町内を市街化区域と市街化調整区域の別や、大字区分などをもとに、4つの地区に分け、町民とともにきめ細かいまちづくりを進めていきます。

※下記の項目は、各地区におけるまちづくりの施策から、その一部を抜粋、要約したものです。



ごあいさつ



急速な人口減少と高齢社会の到来による社会保障費の増大、東日本大震災や異常気象による自然災害の脅威など、社会を取り巻く情勢は急速に変化しており、私たち地方自治体は、こうした新たな課題に取り組むとともに、多様化する住民ニーズへの的確な対応が求められています。

そのためには、今、何が大切で、何をすべきかを見極めることが重要であり、住民の皆様生活に最も近いところにいる私たちが、皆様の声に耳を傾け、何を求めているかを十分把握する必要があります。

本町におきましては、これらの諸課題に対応していくため、向こう10年間の松伏町のまちづくりの指針となる「松伏町第5次総合振興計画」を策定しました。

本計画は、町の将来像を「笑顔が未来に広がる 緑あふれるみんなのまち！」と定め、これまでの第4次総合振興計画の施策を基本的に継続するとともに、人口減少社会を迎えるなかで、めまぐるしく変化する社会情勢に対応すべく、7つのまちづくりの目標（主要施策）と併せ、2つの重点戦略として「人口増を目指す戦略」と「定住化を進める戦略」を位置づけ、本町の更なる発展をめざしたものです。

この町に住んでいてよかった、これからもこの町に住み続けたい、また、この町に住んでみたいと思われるような、誰もが、安全・安心で快適な暮らしを実感できるまちづくりをめざすべく、特色ある地域資源を最大限に活かした施策を展開するとともに、町民の皆様との協働によるまちづくりを進めてまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただいた町民の皆様、また多大なるご尽力をいただきました審議会委員の皆様、さらには関係各位に心から感謝申し上げます。

松伏町長 會 田 重 雄

平成26年3月発行

発行／松伏町

埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏2424番地

編集／松伏町企画財政課 総合政策担当

TEL: 048-991-1818(直通)